

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○電波法施行規則等の一部を改正する
省令(総務一六)

○医療法施行規則の一部を改正する省
令(厚生労働二一)

(告 示)

○周波数割当計画の一部を変更する件
(総務七六)

○飛行場情報の通報を自動的に送信す
る無線局の運用に関する事項を定め
る件(同七七)

○航空無線航行業務に使用する電波の
型式及び周波数等を定める件
(同七八)

○GBASの無線局の無線設備の技術
的条件を定める件(同七九)

○G-D又はG7D電波一〇八・〇二
五MHz以上一一七・九七五MHz以下の周
波数の電波を使用する航空無線航行
業務の無線局の無線設備の不要発射
の強度の許容値を定める件(同八〇)

元

六

六

五

四

六

○医療法施行規則第一条の十一第二項
第三号の二八(1)の規定に基づき厚生
労働大臣の定める放射線診療に用い
る医療機器を定める件
(厚生労働六一)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究
所特定計量器型式承認、司法書士名
簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴
訟代理業務の付記関係

地方公共団体

行旅死亡人、押収物還付関係

会社その他

会社決算公告

元

三

四

四
五

省 令

○総務省令第十六号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行
規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十一日

総務大臣 石田 眞敏